令和2年 12 月 28 日
経 済 産 業 省
農 水 産 室

外為法に基づくさけ・ます2号承認の輸入承認申請書類における「押印の廃止」について

令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月 17 日閣議決定）を踏まえ、**さけ・ます2号承認の申請書類のうち下記の書類について、「申請者の押印」欄を廃止しました（申請書類への押印を妨げるものではありません。）。**なお、当面の間旧様式による申請も受理します。

記

（1） 輸入（承認・割当）申請書（輸入貿易管理規則（別表第1））

新様式は**こちら**。

（2） 各種の輸出入注意事項で定める様式

様式名	様式規定箇所
・申請理由書	**・注1の別紙1**
・中国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請書	**・注2の別紙様式2**
・北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請書	**・注3の別紙様式1**
・原本証明書	**・注4の別紙参考様式1**

（注1）貨物の原産地又は船積地域に係る輸入の承認について（輸入注意事項 55 第 76 号（55.11.28））
（https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yunyu/20190701_tsutatsu_2go_yunyushounin.pdf）

（注2）（公示）中国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について（3貿局第 15 号（3．4．22））
（https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yunyu/20190809_koji_chugoku_sakemasu_kakuninshinsei.pdf）

（注3）（公示）北朝鮮を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認申請の前の確認申請について（2貿局第 194 号（2．6．22））
（https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yunyu/20190809_p0436_nksakemasu_2go.pdf）

（注4）電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について（輸出注意事項 12 第 15 号・輸入注意事項 12 第 8 号）
（https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/03_law/download_yushutsu/tsutatsu_naccs_unyo.pdf）

＜問合せ先＞
経済産業省貿易経済協力局
〇農水産室
ＴＥＬ：０３－３５０１－０５３２